

野外活動センター管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

岩手県教育委員会

教育長 佐藤 一 男

岩手県教育委員会規則第5号

野外活動センター管理運営規則の一部を改正する規則

野外活動センター管理運営規則（昭和49年岩手県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(休所日)</p> <p>第2条 [略]</p> <p><u>2 センターの運動広場、テニスコート及び体育館（以下「体育施設」という。）は、前項第1号の休所日にかかわらず、開場するものとする。</u></p> <p><u>3 教育長は、必要があると認めるときは、第1項の休所日以外の日において臨時に休所し、又は同項の休所日において臨時に開所することができる。</u></p> <p>(使用時間)</p> <p>第3条 <u>体育施設の使用時間は、6時から21時までとする。</u></p> <p><u>2 教育長が必要と認めるときは、前項の使用時間を臨時に変更することができる。</u></p> <p><u>(使用の許可)</u></p> <p>第4条 <u>野外活動センター条例（昭和49年岩手県条例第18号。以下「条例」という。）第1条の2第1項の規定による許可（以下「許可」という。）を受けようとする者は、別に定める様式による野外活動センター使用許可申請書を教育長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の許可を受けた事項を変更しようとする者は、別に定める様式による野外活動センター使用変更許可申請書を教育長に提出し、許可を受けなければならない。</u></p> <p><u>3 教育長は、前各項の許可をしたときは、別に定める様式による野外活動センター使用許可書又は別に定める様式による野外活動センター使用変更許可書を交付するものとする。</u></p> <p>(許可の条件)</p> <p>第5条 次に掲げる事項は、許可の条件とする。</p> <p>(1) 使用を終わったとき、又は条例第1条の4の規定に基づき許可を取り消されたときは、<u>教育長の指示に従って、速やかに後片付けその他の整理整頓</u>をすること。</p>	<p>(休所日)</p> <p>第2条 [略]</p> <p><u>2 野外活動センター条例（昭和49年岩手県条例第18号。以下「条例」という。）第1条の2に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、<u>教育長の承認を得て、前項の休所日以外の日において臨時に休所し、又は同項の休所日において臨時に開所することができる。</u></u></p> <p>(使用時間)</p> <p>第3条 <u>センターの運動広場、テニスコート及び体育館の使用時間は、6時から21時までとする。</u></p> <p><u>2 指定管理者が必要と認めるときは、前項の使用時間を臨時に変更することができる。</u></p> <p><u>(許可の申請)</u></p> <p>第4条 <u>条例第1条の4第1項の規定による許可（以下「許可」という。）を受けようとする者は、<u>指定管理者が定めるところにより申請しなければならない。</u></u></p> <p>(許可の条件)</p> <p>第5条 次に掲げる事項は、許可の条件とする。</p> <p>(1) 使用を終わったとき、又は条例第1条の6の規定に基づき許可を取り消されたときは、<u>指定管理者の指示に従って、速やかに後片付けその他の整理整頓</u>をすること。</p>

<p>(2) [略]</p> <p>(3) その他センターの維持管理のためにする<u>教育長</u>の指示に従うこと。</p> <p>(損傷等の届出)</p> <p>第6条 許可を受けた者は、施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、速やかに<u>教育長</u>に届け出てその指示を受けなければならない。</p>	<p>(2) [略]</p> <p>(3) その他センターの維持管理のためにする<u>指定管理者</u>の指示に従うこと。</p> <p>(損傷等の届出)</p> <p>第6条 許可を受けた者は、施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、速やかに<u>指定管理者</u>に届け出てその指示を受けなければならない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。